

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(みだらな性行為及びわいせつの行為の禁止)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>第29条 第19条第1項、<u>第19条の2第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第21条第2号若しくは第5号から第7号まで又は第24条の9の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>(みだらな性行為及びわいせつの行為の禁止)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u></p> <p><u>第19条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第29条第3項において同じ。）の提供を求めてはならない。</u></p> <p>第19条の3 [略]</p> <p>第29条 第19条第1項、<u>第19条の3第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p>

4・5 [略]

6 第19条第1項若しくは第2項、第19条の2第1項若しくは第2項、第21条、第24条の3、第24条の6第1項若しくは第2項又は第24条の9の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(1) 第19条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を求めた者

(2) 第21条第2号若しくは第5号から第7号まで又は第24条の9の規定に違反した者

4・5 [略]

6 第19条第1項若しくは第2項、第19条の3第1項若しくは第2項、第21条、第24条の3、第24条の6第1項若しくは第2項又は第24条の9の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。